

PM2.5 の環境基準達成状況について

(1) これまでの取組

微小粒子状物質（PM2.5）については、平成 21 年 9 月に環境基準が設定された。それに伴い平成 22 年 3 月、地方公共団体における PM2.5 の監視体制の構築に向けて、「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染状況の常時監視に関する事務の処理基準（以下「事務処理基準」という。）及び「環境大気常時監視マニュアル」の改訂を行い、PM2.5 に係る記載を追加した。事務処理基準では、効果的な PM2.5 対策を講じるため成分分析についても記載している。

また、質量濃度測定については、標準測定法と等価性を有する自動測定機を特定するための等価性評価を実施しており、現在までに 8 種を認定している。

さらに、成分分析については、平成 23 年 7 月に実施体制を示した「成分分析ガイドライン」を策定するとともに、平成 24 年 4 月に「成分分析マニュアル」を策定して各自治体に通知したところである。

(2) 環境基準の達成状況

平成 24 年 2 月に、環境基準設定後初の PM2.5 常時監視結果として、平成 22 年度の測定結果を公表した。

平成 22 年度の環境基準達成率は、一般局で 32.4% (11/34 局)、自排局で 8.3% (1/12 局) であった。当該測定結果については、有効測定局が存在しない自治体があるなど測定局数が十分ではないことから、全国的な評価を行うことは困難であるが、多くの地点で環境基準が達成されていないと推測され、PM2.5 対策は大きな課題であると認識している。

